

共済だより



錦雲閣(岩国市)

contents

- 毎年誕生日に「ねんきん定期便」を
発送しています 8
- 年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る
「給付算定基礎額残高通知書」の送付について... 9
- 特定健康診査・特定保健指導とは? 10
- 平成28年度の保健事業について 11
- 被扶養者について 12-14

P3-7

平成28年度
事業計画及び予算



家庭に持ち帰り、ご家族でご覧ください

ホームページもご覧ください

<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>
この「共済だより」は再生紙を使用しています

キリトリ線

平成28年度 防長苑割引券

《ご利用お一人様につき料金の半額を最大1,000円割引します》

有効期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

山口県市町村職員共済組合
お問い合わせ先：防長苑083-922-3555

防長苑割引券について

組合員の皆様におかれましては、平素より保養所防長苑をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。今後も防長苑は、『組合員と共に歩む』を合言葉に、皆様に喜んでいただけるよう努力してまいります。

さて、今年度は、従来の防長苑利用割引優待券(500円割引券)に替えて、共済だよりと共に『平成28年度防長苑割引券』をお届けします。この割引券は、組合員ご本人様のみならず、ご同行のご家族皆様が割引の対象となります。防長苑ご利用料金の半額をお一人様当たり最大1,000円まで割引します。どうぞ皆様お誘い合わせの上ご来苑下さいませ。

利用例(割引額)

ご家族8名様(ご本人、被扶養者3名、同行のご家族4名)でご利用

- ① 宿泊の場合、宿泊利用助成券3,000円×4枚=12,000円。本割引券で8,000円(8名様)の合計20,000円が割引額となります。
- ② レストランの場合、15,000円飲食されると、1,000円×7名+500円×1名の7,500円が割引額となります。

お問い合わせ先 保養所 防長苑 ☎ 083-922-3555

キリトリ線 ✂

宿泊、宴会、慶事・法要等各種会食、レストランでご利用いただけます。
宿泊利用助成券と併用できます。

組合員証
記号・番号

お名前

ご利用ご家族のお名前	ご利用ご家族のお名前
本人	

お一人様有効期間中1回のみのご利用となります



3月4日第1回組合会で議決

平成28年第1回組合会が3月4日に開催され、平成28年度の事業計画及び予算が決まりました。

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。平成28年度も引き続き組合員数の減少は続き、昨年10月から標準報酬制が導入されたことにより大幅な減収は避けられません。今なお、混迷が続く経済及び金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっております。

そのような状況の中であっても、組合員と被扶養者の皆さんが安心して公務に従事し、生活できますよう事業運営をまいります。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

基本項目

予算作成に当たっての基礎数値

区 分	全 体
組合員数	16,010人
組合員1人 当たりの 標準報酬月額	短 期 381,572円
	長 期 381,149円
被扶養者数	17,728人

平成28年度財源率

標準報酬月額・標準期末手当等

(単位:%)

区 分	短期経理					保健経理		厚生年金保険経理				
	掛 金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛 金	負担金	組合員保険料	負担金	公的負担金	
一般組合員	一 般 職	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7
	組 合 専 従	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7
	特 別 職	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7
	派 遣 職 員	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7
市町村長組合員	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7	
70歳以上組合員	51.04	51.04	-	-	0.2	0.31	2.16	2.16	-	-	-	
後期高齢適用者	2.09	2.09	-	-	-	0.31	2.16	2.16	-	-	-	
特定消防組合員	51.04	51.04	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7	
船員一般組合員	48.52	53.56	6.0	6.0	0.2	0.31	2.16	2.16	86.39 (88.16)	86.39 (88.16)	37.7	

(単位:%)

区 分	経過的長期経理	退職等年金経理		業務経理		
	負担金	掛 金	負担金	子ども・子育て 拠出金	事務費 負担金	
一般組合員	一 般 職	0.187	7.5	7.5	-	1 人 当 た り 月 額 9 1 0 円
	組 合 専 従	-	7.5	7.5	1.5	
	特 別 職	0.187	7.5	7.5	-	
	派 遣 職 員	0.187	7.5	7.5	1.5	
市町村長組合員	0.187	7.5	7.5	-		
70歳以上組合員	0.187	7.5	7.5	-		
後期高齢適用者	0.187	7.5	7.5	-		
特定消防組合員	0.187	7.5	7.5	-		
船員一般組合員	0.187	7.5	7.5	-		

※介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が徴収の対象です。
 ※厚生年金保険経理の組合員保険料・負担金の()は9月～の率です。
 ※□:今年度変更した率です。



短期経理 …… 短期財源率は据え置き、介護財源率を引き上げます

短期給付財政は、収入においては、組合員数の減少に加え、標準報酬制の導入により、掛金・負担金収入の増加は見込めません。支出においては、医療費は、組合員・被扶養者数の減少にもかかわらず若干増加すると見込んでいます。しかし高齢者医療制度に係る支援金等のうち、前期高齢者納付金については、平成28年度納付金算定の基礎となる平成26年度の前期高齢者の医療費が見込みより大きく減少したため、大きく減少する見込みとなります。

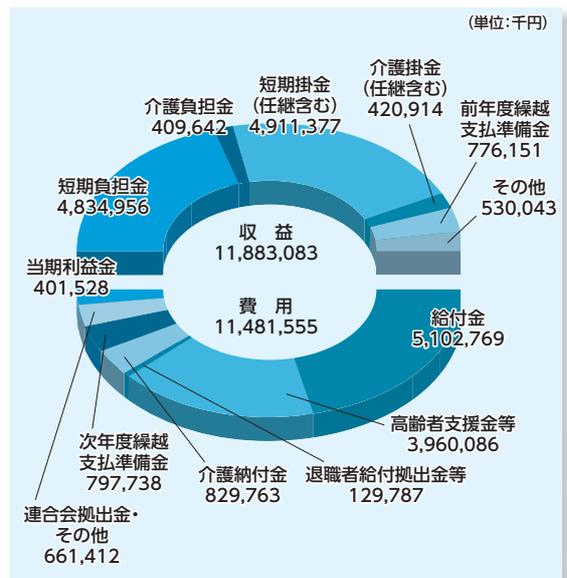
よって、平成28年度の短期財源率は据え置いて運営し、当期利益金については、今後予想される高齢者医療制度への支援金等の増加に対応できるよう積み立てます。

今年度も、医療費抑制対策として、「データヘルス計画」を基に、「医療費通知」と「ジェネリック差額通知」を行うとともに、保健経理で行う事業と連携して医療費の削減に取り組んで参ります。

つきましては、組合員と被扶養者の皆さんにおかれましても、引き続き、疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようお願いいたします。

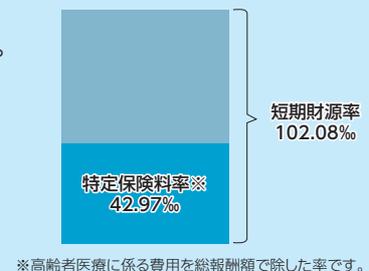
一方、介護財源率においては、介護納付金が増額するため、千分の0.80引き上げ、千分の12.00で運営します。

財源率の引き上げは、組合員の皆さんの負担増になりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解いただきますようお願いいたします。



平成28年度 高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	21億3,460万円
後期高齢者支援金	18億2,547万円
退職者給付拠出金	1億2,974万円
老人保健拠出金	5万円
病床転換支援金	1万円
合計	40億8,987万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率です。

経過的長期預託金管理経理 …… 経過的長期給付積立金の一部を運用します

経過的長期給付積立金は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）において運用されていますが、構成組合における他経理への貸付や地方公共団体への縁故地方債の取得資金に必要な資金を預託され、運用管理している経理です。

収益		費用	
利息及び配当金	39,183	支払利息	39,183

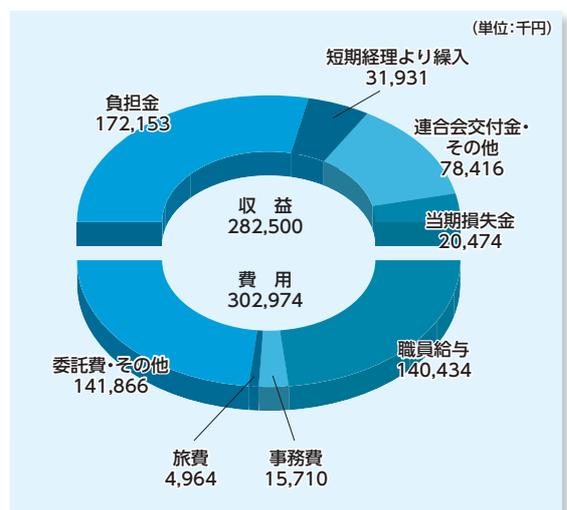
業務経理 …… 事業運営に必要な諸経費を賄います

共済組合を組織する市町等から事務費負担金として納付された負担金で、年金、医療等に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理です。

平成28年度の地方公共団体負担分は、組合員1人当たり年額10,920円となります。

また、短期経理からは、組合員1人当たり年額2,020円を繰り入れます。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、定員の削減や事務経費の削減が図られていることから、共済組合においても引き続き職員数の抑制や事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めて運営してまいります。

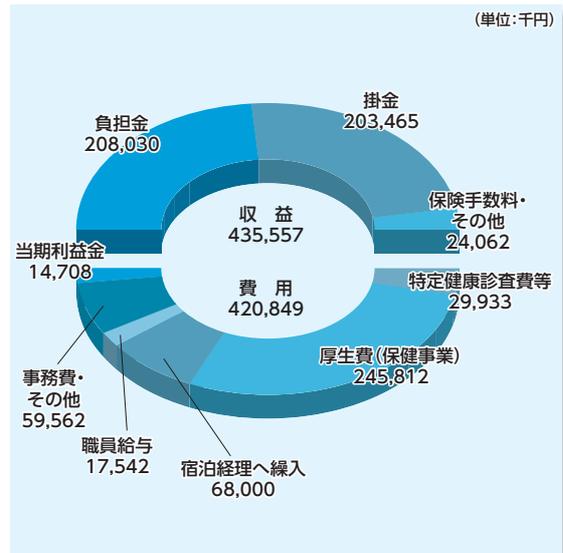


保健経理 …… 健康の保持増進を目的に事業を行います

保健事業では、組合員及び被扶養者の心と身体の健康保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成28年度も、疾病予防対策としての人間ドック及び健康診断の助成事業に重点を置きながら、精神面のリフレッシュのための各種事業を行います。また、医療費増高対策として、データヘルス計画に基づき新たに3つの事業を開始します。これらの事業では、健康リスクを有する方に対するの受診勧奨や医療情報の提供等を行いますので、ぜひお役立てください。特定健康診査及び特定保健指導については、第2期に入り実施率達成を目指すだけでなく結果を意識した事業となるよう努めます。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等の繰り入れを予定しています。

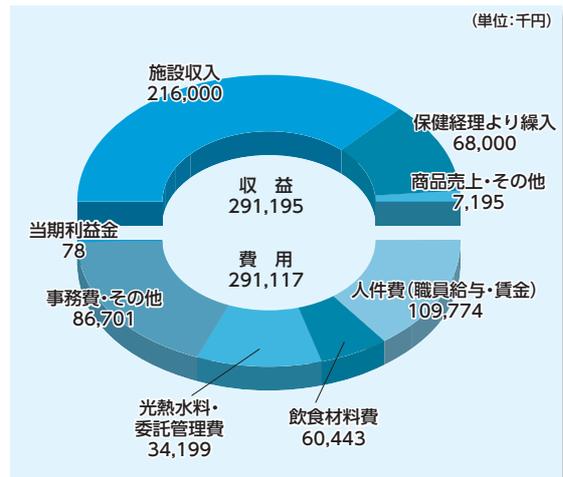


宿泊経理 …… 保養所 防長苑を運営しています

平成28年度も引き続き『組合員と共に歩む』を合言葉とし、組合員と被扶養者の皆さんのニーズに沿ったプランをご提供していきます。新たに遠方の組合員の利用促進として、組合員と同行のご家族合わせてご利用できる優待券を発行し、組合員の利用向上を図ります。

所属所との連携事業として各市町の旬の農水産物を使った料理コラボ『お維新ちゃ! やまぐち in 防長苑』、明治維新150年に向けた各種イベントとの連動や、夏・冬のバイキングなど、皆さんにご満足いただける料理をご提供してまいります。

おもてなしの心を常に持ち、組合員に喜んでいただけるよう努めてまいりますので、ぜひ、ご家族で、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。



貯金経理 …… 財産づくりをお手伝いします

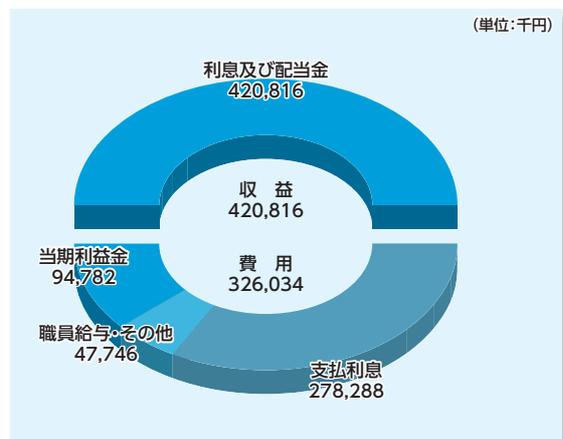
今年度も支払い利率は年0.9%で運営していきます。

貯金事業は、組合員からお預かりした資金を、安全に効率運用し還元していくことを目的に行っています。

資金は債券と預金により運用しています。債券については国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債による運用を今後も引き続き行ってまいります。また、預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

低金利時代の今、皆さんのもっとも確実な資金運用先として共済貯金をご利用ください。

(16, 17ページに関連記事があります。)



貸付経理 …… 住宅資金や臨時資金をお貸しします

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率に連動するものとなっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況では共済貸付の有利性が乏しく、新規貸付申込みの少ない状況が続いています。また、民間金融機関への借換えのための一括繰上償還をする方が多いこともあり、組合員貸付金残高は年々減少しています。このため、貸付金利息収入は減少が見込まれます。



厚生年金保険経理 …… 厚生・国民公的年金の給付をします

平成27年10月に被用者年金が一元化されたことによる、厚生年金保険給付等の事務を実施するための経理です。

公務員の厚生年金事業については、実施機関の一つとして引き続き共済組合で行い、地方公共団体及び組合員から徴収する保険料(負担金・組合員保険料)は、連合会へ全額納付することになります。

被用者年金一元化後も、組合員及び年金受給者に対して、公的年金制度についての認識及び理解を深めるように積極的に広報活動を行うとともに、相談業務の充実に努めてまいります。

(単位:千円)

	収 益	費 用
負担金	12,945,093	負担金 払込金 12,945,093
組合員 保険料	8,209,346	組合員保険 料 払込金 8,209,346
合 計	21,154,439	合 計 21,154,439

退職等年金経理 …… 「年金払い退職給付(退職等年金給付)」としてスタートしました

平成27年10月の被用者年金制度の一元化に伴い職域年金相当部分は廃止になりました。そして、新たに「年金払い退職給付」が始まりました。地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。年金払い退職給付は、積立方式による給付となり、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率をもとに改定されます。

年金払い退職給付に係る保険料率(掛金率)は、0.75% (労使合わせて1.5%) を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

(単位:千円)

	収 益	費 用
負担金	705,631	負担金 払込金 705,631
掛 金	705,631	組合員保険 料 払込金 705,631
合 計	1,411,262	合 計 1,411,262

経過的長期経理 …… 公務等による年金の支払に充てられます

平成27年10月以降に発生する公務による障害及び遺族年金については、年金払い退職給付制度から支払われますが、それ以前に決定された公務による年金の支給に充てられます。

(単位:千円)

	収 益	費 用
負担金	171,068	負担金 払込金 171,068
合 計	171,068	合 計 171,068

標準報酬月額等級表及び掛金(保険料)一覧

計算式：掛金(保険料)＝標準報酬月額×掛金率(保険料率) <円位未満切捨て>

標準報酬			月 額	報酬月額			短期掛金	介護掛金	保健掛金	厚生年金組合員保険料		退職等年金掛金	合計 (～8月)	合計 (9月～)
短期 給付	長期給付			円以上	円未満	(51.04%)	(6.0%)	(2.16%)	(86.39%) 【～8月】	(88.16%) 【9月～】	(7.5%)			
	厚生 年金	退職等 年金給付												
1	1	1	98,000	0～101,000	5,001	588	211	8,466	8,639	735	15,001	15,174		
2	2	2	104,000	101,000～107,000	5,308	624	224	8,984	9,168	780	15,920	16,104		
3	3	3	110,000	107,000～114,000	5,614	660	237	9,502	9,697	825	16,838	17,033		
4	4	4	118,000	114,000～122,000	6,022	708	254	10,194	10,402	885	18,063	18,271		
5	5	5	126,000	122,000～130,000	6,431	756	272	10,885	11,108	945	19,289	19,512		
6	6	6	134,000	130,000～138,000	6,839	804	289	11,576	11,813	1,005	20,513	20,750		
7	7	7	142,000	138,000～146,000	7,247	852	306	12,267	12,518	1,065	21,737	21,988		
8	8	8	150,000	146,000～155,000	7,656	900	324	12,958	13,224	1,125	22,963	23,229		
9	9	9	160,000	155,000～165,000	8,166	960	345	13,822	14,105	1,200	24,493	24,776		
10	10	10	170,000	165,000～175,000	8,676	1,020	367	14,686	14,987	1,275	26,024	26,325		
11	11	11	180,000	175,000～185,000	9,187	1,080	388	15,550	15,868	1,350	27,555	27,873		
12	12	12	190,000	185,000～195,000	9,697	1,140	410	16,414	16,750	1,425	29,086	29,422		
13	13	13	200,000	195,000～210,000	10,208	1,200	432	17,278	17,632	1,500	30,618	30,972		
14	14	14	220,000	210,000～230,000	11,228	1,320	475	19,005	19,395	1,650	33,678	34,068		
15	15	15	240,000	230,000～250,000	12,249	1,440	518	20,733	21,158	1,800	36,740	37,165		
16	16	16	260,000	250,000～270,000	13,270	1,560	561	22,461	22,921	1,950	39,802	40,262		
17	17	17	280,000	270,000～290,000	14,291	1,680	604	24,189	24,684	2,100	42,864	43,359		
18	18	18	300,000	290,000～310,000	15,312	1,800	648	25,917	26,448	2,250	45,927	46,458		
19	19	19	320,000	310,000～330,000	16,332	1,920	691	27,644	28,211	2,400	48,987	49,554		
20	20	20	340,000	330,000～350,000	17,353	2,040	734	29,372	29,974	2,550	52,049	52,651		
21	21	21	360,000	350,000～370,000	18,374	2,160	777	31,100	31,737	2,700	55,111	55,748		
22	22	22	380,000	370,000～395,000	19,395	2,280	820	32,828	33,500	2,850	58,173	58,845		
23	23	23	410,000	395,000～425,000	20,926	2,460	885	35,419	36,145	3,075	62,765	63,491		
24	24	24	440,000	425,000～455,000	22,457	2,640	950	38,011	38,790	3,300	67,358	68,137		
25	25	25	470,000	455,000～485,000	23,988	2,820	1,015	40,603	41,435	3,525	71,951	72,783		
26	26	26	500,000	485,000～515,000	25,520	3,000	1,080	43,195	44,080	3,750	76,545	77,430		
27	27	27	530,000	515,000～545,000	27,051	3,180	1,144	45,786	46,724	3,975	81,136	82,074		
28	28	28	560,000	545,000～575,000	28,582	3,360	1,209	48,378	49,369	4,200	85,729	86,720		
29	29	29	590,000	575,000～605,000	30,113	3,540	1,274	50,970	52,014	4,425	90,322	91,366		
30	30	30	620,000	605,000～635,000	31,644	3,720	1,339	53,561	54,659	4,650	94,914	96,012		
31			650,000	635,000～665,000	33,176	3,900	1,404	53,561	54,659	4,650	96,691	97,789		
32			680,000	665,000～695,000	34,707	4,080	1,468	53,561	54,659	4,650	98,466	99,564		
33			710,000	695,000～730,000	36,238	4,260	1,533	53,561	54,659	4,650	100,242	101,340		
34			750,000	730,000～770,000	38,280	4,500	1,620	53,561	54,659	4,650	102,611	103,709		
35			790,000	770,000～810,000	40,321	4,740	1,706	53,561	54,659	4,650	104,978	106,076		
36			830,000	810,000～855,000	42,363	4,980	1,792	53,561	54,659	4,650	107,346	108,444		
37			880,000	855,000～905,000	44,915	5,280	1,900	53,561	54,659	4,650	110,306	111,404		
38			930,000	905,000～955,000	47,467	5,580	2,008	53,561	54,659	4,650	113,266	114,364		
39			980,000	955,000～1,005,000	50,019	5,880	2,116	53,561	54,659	4,650	116,226	117,324		
40			1,030,000	1,005,000～1,055,000	52,571	6,180	2,224	53,561	54,659	4,650	119,186	120,284		
41			1,090,000	1,055,000～1,115,000	55,633	6,540	2,354	53,561	54,659	4,650	122,738	123,836		
42			1,150,000	1,115,000～1,175,000	58,696	6,900	2,484	53,561	54,659	4,650	126,291	127,389		
43			1,210,000	1,175,000～1,235,000	61,758	7,260	2,613	53,561	54,659	4,650	129,842	130,940		
44			1,270,000	1,235,000～1,295,000	64,820	7,620	2,743	53,561	54,659	4,650	133,394	134,492		
45			1,330,000	1,295,000～1,355,000	67,883	7,980	2,872	53,561	54,659	4,650	136,946	138,044		
46			1,390,000	1,355,000～	70,945	8,340	3,002	53,561	54,659	4,650	140,498	141,596		

- 標準報酬月額は、所属所が算定した報酬月額に基づき、共済組合が決定し、標準報酬決定通知書により組合員へお知らせします。
- 介護掛金は、40歳到達月から65歳到達月の前月まで算定します。40歳未満または65歳以上の組合員は、合計から介護掛金を除いた額になります。
- 厚生年金組合員保険料は、70歳到達月の前月まで算定します。
- 船員組合員については、短期掛金率は【48.52%】で計算します。
- 期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

毎年誕生月に「ねんきん定期便」を発送しています

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、被用者年金制度は一元化されました。

この被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」を送ることとなりました。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付されます。初回は、昨年12月に12月生まれの方に送付し、以後毎月誕生月を迎える方に送付しています。

ねんきん定期便の通知内容

	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書) (パンフレット)	59歳の方 (封書) (パンフレット)
これまでの年金加入期間	○	○	○	○
これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)*		○		○
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
これまでの年金加入履歴			○	○
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

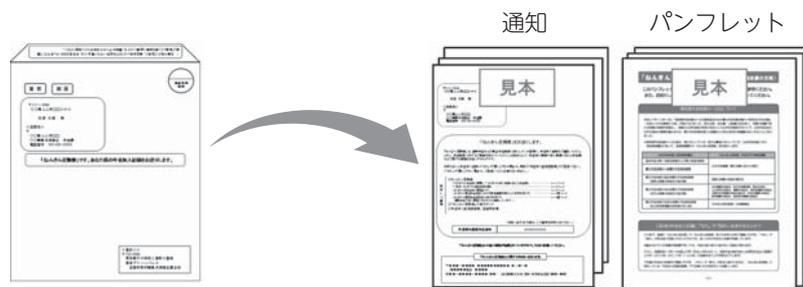
*老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。

送 付 物

- 50歳未満の方、50歳以上の方……圧着ハガキを送付します。



- 35歳、45歳の方、59歳の方……封筒(角2)に通知とパンフレットを同封して送付します。



配付時期・方法

毎年、誕生月の16日頃(16日が休日の場合は翌営業日)に、全国市町村職員共済組合連合会から個人宛てに直接送付されます。

なお、住所・氏名の変更等により送付できない場合がありますので、定期便が届かない方は共済組合年金課にご連絡ください。

相談について

通知された内容について相談がある場合は、通知に記載されている相談窓口か、年金課までお問い合わせください。

年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

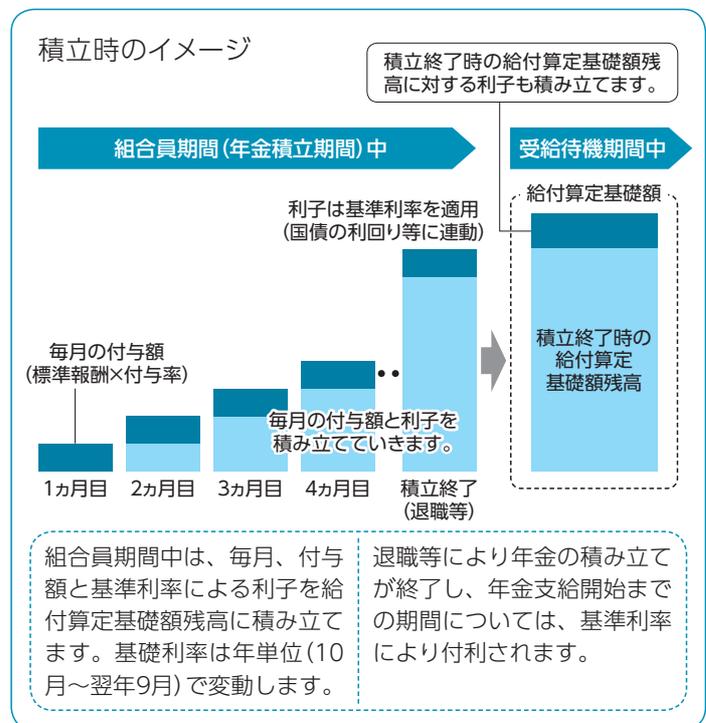
平成27年10月の被用者年金一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として「年金払い退職給付」が創設されました。

財政方式について、旧職域部分が賦課方式^(注1)であったのに対し、年金払い退職給付は積立方式^(注2)となります。そのため、前年度の積立額や残高をお知らせするため、毎年5月頃に「給付算定基礎額残高通知書」を送付することになりました。

(注1) 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。

(注2) 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

- 対象者……………組合員、待機者
- 送付時期……………組合員 年1回(毎年5月頃)
待機者 退職時又は35歳、45歳、59歳、63歳
- 送付内容……………平成27年10月以降に積み立てられた給付算定基礎額残高などを記載予定です。
- 送付形式……………圧着ハガキ
- 送付方法……………組合員 所属所を經由してお届けします。
待機者 全国市町村職員共済組合連合会から個人宛に直接送付されます。



当年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ) トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会



お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550

特定健康診査・特定保健指導とは？

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐための、健康管理に関する事業です。

項目	内容	実施対象者	実施時期	案内及び利用方法
特定健康診査	生活習慣病を予防するための健康診査の受診	40歳から74歳までの組合員	通年	各所属所で実施される定期健康診断、又は共済組合の人間ドックを受診することで、特定健診を受診したことになります。
		40歳から74歳までの被扶養者		毎年5月頃に、特定健康診査を無料で受診できる「受診券」を所属所経由でお送りします。



特定健康診査の対象者はどんな人ですか？

体型や性別に関係なく、40歳から74歳までのすべての人が対象です。

40歳から74歳はメタリックシンドローム(以下「メタボ」という。)の危険がある人が多く、何もしなければ生活習慣病につながる危険性が高い世代です。自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐには、特定健診による健康管理が効果的です。



どうしたら受けられますか？

難しい手続きはありません。

- ①組合員の方は、職場の健診等を受けてください。
- ②被扶養者(人間ドック申込者を除く。)の方には、受診券が届きます。受診できる健診機関のリストなどのお知らせを同封していますので、忘れず受診してください。



どんな検査が行われますか？

メタボに着目した検査項目で早期発見を目指します。

腹囲測定

腹囲

身体計測

身長・体重
BMI

採血

空腹時血糖又はHbA1c、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST、ALT、γ-GT

検尿

尿糖・尿たんぱく

血圧測定

収縮期血圧・拡張期血圧

問診

現在の健康状態のほか、喫煙・服薬・既往歴などについて確認

項目	内容	実施対象者	実施時期	案内及び利用方法
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対するアフターフォロー	40歳から74歳までの組合員、被扶養者	通年	3つの方法のうち、いずれかで実施します。 ①保健指導を無料で利用できる「利用券」を送付→指定医療機関で指導を実施 ②委託業者による指導の実施 ③人間ドックの受診後に引き続き指導を実施



特定保健指導も全員が受けるのですか？

健診結果からメタボのリスクがある人のみが対象となります。



特定保健指導では、どんなことをしますか？

専門スタッフのサポートのもと、生活習慣の改善を行います。

医師、保健師、管理栄養士などの専門家からサポートを受けながら、生活習慣の改善のためのプログラムを行います。メタボのリスクに応じて、動機付け支援と積極的支援の2種類のプログラムに分かれます。

動機付け支援

メタボのリスクが現れ始めた段階の人が対象です。専門家と原則1回の面接で、ライフスタイルを考慮した実行しやすい生活習慣改善のための計画を立て、自分自身で実行します。

6か月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

積極的支援

初回面接でライフスタイルを見直し、取り組みそうな計画と目標を考えます。食事や運動を中心にメタボ改善の計画を立て、3か月以上継続したサポートを専門家から受けながら実行します。

6か月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

平成28年度の保健事業について

事業の内容や今年度の利用券などが入ったクリアファイルを、所属所事務担当課を通じて配布します。
1年間お手元に置いて、しっかりご活用ください。

宿泊利用助成券

防長苑……………3,000円【桃色】
その他契約施設……2,000円【黄色】

保健文化施設利用助成券

契約施設……………利用料金の一部【水色】

利用助成券を紛失した場合または、枚数が不足する場合には、所属所事務担当課に、請求していただくようお願いします。

利用上の注意！

- 助成対象者は、組合員とその被扶養者及び長期組合員です。任意継続組合員は利用できません。
- 「宿泊利用助成券」は、宿泊旅費の支給がある出張では利用しないでください。
- 「宿泊利用助成券」は、宿泊料に対する助成ですので、宿泊料が発生しない乳幼児等は助成対象となりません。
- 利用助成券を利用するときは、利用施設で助成対象者全員の組合員証や被扶養者証(保険証)の提示を求められますので、必ず持参してください。忘れた場合は、助成対象となりません。



共 済 健 康 相 談 室

育児や介護の不安、病気の悩み、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など…
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話してください。

フリーダイヤル



0120-876-898



メールでの相談、WEBでの情報提供も活用ください。

NEW! 今年度からメンタル相談にも対応できます。

共済組合ホームページ



○廃止事業について

平成28年度から「育児専門書の配布」事業を廃止しました。

ただし、経過措置として、平成28年3月31日までに母子手帳の交付を受けている方については、4月以降も請求できます。交付日が分かる箇所のコピーをつけ、所属所事務担当課を通じて請求されますようお願いします。

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

被扶養者について

被扶養者として認定されると、組合員被扶養者証(健康保険証)が交付されます。この証を医療機関等の窓口で提示すると、自己負担が3割(就学前の方は2割)で受診することができます。

また、その他にも家族出産費等の短期給付を受けることができます。

ここでは被扶養者として認定されるための要件等について説明します。

被扶養者の範囲

- ①組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
- ②組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で①に掲げる者以外のもの
- ③組合員の内縁の配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後も同じ。)で組合員と同一世帯に属するもの

上記の範囲内で、主として組合員の収入によって生計を維持している者が、被扶養者となります。

ただし、下記の①から④に該当する者は、主として組合員の収入により生計を維持する者に該当しないため、被扶養者になることはできません。

- ①共済組合の組合員、又は健康保険の被保険者である者
- ②その者について、組合員以外の者が国・地方公共団体・その他から扶養手当又はそれに相当する手当を受けている者
- ③組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ④認定基準額以上の所得がある者

～認定基準額とは～

年額 130万円

※ただし、その者の所得の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得の場合、60歳以上の者であってその者の所得の全部又は一部が公的年金等に係る所得である場合は、認定基準額が180万円となります。

また、月額及び日額で判断した方が実情に即している場合は、月額及び日額でも判断します。

- ・月額の考え方(月額基準額)・・・認定基準額÷12月(130万円の場合108,334円)
- ・日額の考え方(日額基準額)・・・認定基準額÷12月÷30(130万円の場合3,612円)

～被扶養者認定における所得の取扱い～

- ・所得税法上の所得と同一ではありません。
- ・暦年(1月から12月)や年度単位で期間を限定しているものではありません。
- ・被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる次ページの所得の年間の収入総額です。

～父母合算による取扱いについて～

父母等については、認定対象者に配偶者がある場合は、父母等の所得の合算額により判断します。

認定対象者各々の収入が基準内であっても合算額が合算基準額を超えている場合は、被扶養者として認定することができません。

区 分	父母いずれか (A)	Aの配偶者 (B)	父母の合算額 ①+②	被扶養者としての 認定可否	
	年間所得額①	年間所得額②	※合算基準額	A	B
父母ともに60歳未満	130万円未満	130万円未満	260万円※未満	認定	認定
	130万円未満	130万円以上	260万円※未満	認定	×
	130万円未満	130万円以上	260万円※以上	×	×
父母いずれかが 60歳以上 (60歳以上がAとする)	180万円未満	130万円未満	265万円※未満	認定	認定
	180万円未満	130万円以上	265万円※未満	認定	×
	180万円以上	130万円未満	265万円※未満	×	認定
	180万円以上	130万円未満	265万円※以上	×	×
父母ともに60歳以上	180万円未満	180万円未満	270万円※未満	認定	認定
	180万円未満	180万円以上	270万円※未満	認定	×
	180万円未満	180万円未満	270万円※以上	×	×

(注)所得の「180万円」には、所得の全部又は一部に公的年金を含むものとします。

被扶養者認定上の所得の種類

1 給与所得(給料・賞与・手当・賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

▶3か月連続で月額108,334円以上となる場合は、認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料(一人につき月額130万円以上)を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認められません。また、同居の親族に対する給料・賃金は、原則として必要経費として認められません。

※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費としては認められません。

※所得税の確定申告はしていないが、市(町村)・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いとします。

3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金も含まれます。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額。なお、企業年金は所得に含みますが、個人年金は含みません。

4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付又は社会保険法に基づく休業給付金等

▶失業給付の基本日額及び休業給付等の給付日額が3,612円以上の給付金を受給する場合は、その受給期間中は認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

6 組合において、1～5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等



被扶養者に係る手続きは所属所の共済事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき

「被扶養者申告書」別紙様式第15号

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類

詳細は所属所の共済事務担当課または共済組合ホームページでご確認ください

- 被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出
- 事由発生から30日を過ぎた場合は、申告書の受付日から認定

被扶養者の取消しの届出

「被扶養者申告書」別紙様式第15号

添付書類：取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

- 被扶養者の要件に該当しなくなると、速やかに届出が必要
- 取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還

被扶養者の氏名および住所を変更したとき

「氏名等変更申告書」

国民年金第3号の被保険者の届出

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

- 被扶養者に認定されるとき・・・「国民年金第3号被保険者 資格取得届」
- 被扶養者の取消しするとき・・・「 // 被扶養配偶者非該当届」
(ただし、社会保険の取得による取消しときは提出不要)
- 住所を変更したとき・・・「国民年金第3号被保険者住所変更届」

あなたの被扶養者の資格確認をしてみましょう



- Check① 被扶養者が就職などで、健康保険の資格を取得した
- Check② 同居が認定要件となっている被扶養者と別居した
- Check③ 組合員が主たる生計扶養者ではなくなった
- Check④ 別居している被扶養者(事実上の別居を含む。)への仕送りをやめた
- Check⑤ 被扶養者に認定基準額以上の**所得**が見込まれる
- Check⑥ 被扶養者の**給与所得額**が、認定基準額以上となった
- Check⑦ 被扶養者が**確定申告**をした際、**所得**が認定基準額以上となった
- Check⑧ 被扶養者が認定基準額以上の**年金**を受給することになった
- Check⑨ 被扶養者が日額基準額以上の**雇用保険**を受給することになった

所得の詳細は
前ページ参照

チェックに1つでも当てはまる場合は、速やかに被扶養者資格の取消し手続きをしてください。
また、ここに挙げた内容以外にも取消し要件に該当する場合がありますので、ご質問があれば共済組合保険課までご連絡ください。

Point

給与所得のある被扶養者が認定取消しとなる時

1 労働条件上の給与月額および年額が認定基準額以上となる時

⇒ 就職日または労働条件変更日から取消し

2 連続する12か月の給与所得の合計が認定基準額以上となる時

⇒ 連続する12か月の給与所得の合計が認定基準額以上となった月の初日から取消し

3 給与所得が3か月連続で月額基準額以上となる時

⇒ 3か月連続で月額基準額以上となった最初の月の初日から取消し

(例) 平成27年7月から給与所得がある場合(6月30日就職、他に収入はなし)

年 月	月額判定	給与月額	年額判定	12か月の合計	
平成27年7月	○	101,300円	○	101,300円	
8月	○	95,400円	○	196,700円	
9月	○	98,000円	○	294,700円	
10月	○	108,000円	○	402,700円	
11月	○	103,800円	○	506,500円	
12月	○	104,700円	○	611,200円	
平成28年1月	×	110,300円	○	721,500円	
2月	×	120,900円	○	842,400円	
3月	○	106,700円	○	949,100円	
4月	×	110,400円	○	1,059,500円	
5月	○	107,700円	○	1,167,200円	
6月	×	130,300円	○	1,297,500円	平成27年7月から平成28年6月までの合計
7月	○	103,300円	○	1,299,500円	平成27年8月から平成28年7月までの合計
8月	○	105,900円	×	1,310,000円	平成27年9月から平成28年8月までの合計



資格喪失日：H28年8月に**2**に該当するため…平成28年8月1日
ただし、**1**に該当する場合は……平成27年6月30日

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

パンランチを作って、 楽しく食べよう!! Part2

家事も頑張る
あなたの
ために



昨年12月に続き、早くも第2弾の開催決定!!
いつでも頑張っているあなたに、自分へのご褒美。
食べて美味しい、からだに優しいパンランチを食べて、楽しくおしゃべりしませんか。
前回、抽選に外れてしまった方もぜひお申込ください!!

開催日 平成28年5月31日(火) 10:00~14:30

場所 山口県健康づくりセンター(山口市)

募集人員 24名 **参加費** 無料

参加資格 次の2つの条件をすべて満たす方
①組合員または被扶養者であること
②女性であること
抽選となった場合には、初参加の方を優先します。

募集締切 平成28年5月10日(火)

講師紹介



ないとう かな 先生
内藤 加奈 先生
Petit lab bakery 店主
美祢市に工房を構える、
パン教室と
小さなパン屋さん。

日頃のパン教室の様子は、
Facebookにて

Petit lab Bakery

検索

申込方法 以下の必要事項を記入して、共済組合宛に郵送(コピー可)またはFAXにて直接お申込みください。なお、受講希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

氏名			生年月日	昭・平	年	月	日
組合員証	記号	番号	性別	女性限定			
住所	〒						
電話番号	(日中連絡のつく電話番号)						

※開催日の1週間前になっても、参加決定についての通知をご記入いただいた住所に届かない場合は、お手数ですが共済組合にご連絡をお願いいたします。

送付先・お問い合わせ先
〒753-8529 山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合 保険課健康推進係
FAX 083(921)1228 TEL083(925)6142



貯金事業のご案内

1 事業の目的としくみ

貯金事業は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

2 対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

3 貯金利率および運用状況

❖ 貯金利率(変動金利型)

年0.9%(税引前)の半年複利(平成28年4月1日現在)。利子税は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)です。付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◇年利を市中金利と比較してみると・・・	◇100万円を1年間預けた利息は?
共済積立貯金 0.9%(半年複利)	7,185円 (税引後)
A銀行の1年定期 0.025%(単利)	199円 (税引後)
A銀行の普通預金 0.02%(単利)	159円 (税引後)

※利息計算は概算であり、預入日等により計算が異なる場合があります。

❖ 共済積立貯金の運用

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

これらの運用状況は、共済だより3月号および9月号で報告します。

4 共済積立貯金の各種手続き

～手続きは所属所の事務担当課で!!～

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類はすべて所属所の共済事務担当課に備え付けてあります。

また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。

所属所事務担当課での締切りは、所属所担当課にご確認ください。

本号に「積立貯金加入・変更・解約申込書」を差し込んでいますので、加入・積立額の変更等にご利用ください

❖ 加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所事務担当課を通じて提出してください。

毎月10日共済組合着で、翌月の給料から積立開始となります。

加入申込み後に任意の金額を山口銀行から振込むことも可能です。(積立の種類参照)

*積立の種類

- ◆ 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◆ ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◆ 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

❖ **積立額の変更**(年2回、募集期間にのみ受付)

- 6月積立分からの変更 …… 4月10日～5月10日の間受付
- 11月積立分からの変更 …… 9月10日～10月10日の間受付

❖ **給料・ボーナスからの積立の中断・再開**

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用。※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

❖ **払戻し**(毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載)

- 15日送金 (前月末日受付)
- 末日送金 (当月15日受付)

平成28年1月末現在、
全組合員の約4割にあたる
6,795人の方が共済貯金を
利用しています

❖ **解約** (月1回送金) …… 月末送金 (当月10日受付)

❖ **残高等のお知らせ**(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配布します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

今がチャンス! 新規加入キャンペーン実施中

＼ 新たにご加入の皆さんに /

図書カード **500円分** プレゼント



■ **注意事項**

- 平成28年7月8日(金)までに共済組合に新規加入申込書が到着していること。
- 平成28年8月1日時点で引き続き加入していること。
- 募集期間中に複数回加入された場合でも特典は一点のみとなります。

※プレゼントは、平成28年8月下旬にご自宅へ直接送付します。

積立額変更のご案内

5月10日(火) 共済組合必着 → 6月積立分から変更

- 現在「臨時積立」のみで加入中の方が、「定例積立」および「賞与積立」を開始しようとする場合は積立額変更の取り扱いとなりますので、この機会をご利用ください。
- 次回の積立額変更受付期間は9月10日～10月7日で、11月積立分からの変更となります。



お問い合わせ先 福祉課 ☎ 083-925-6551

貸付事業のご案内

毎月20日申込み締切
(共済組合必着)
翌月25日貸付金送金
(住宅貸付は施行状況に応じて)

共済組合では、組合員の皆さんの臨時の支出に対する貸付けをしています。
詳細および手続きなどは、所属所の共済組合事務担当課または共済組合
福祉課にお気軽にご照会ください。

申込書は、所属所の共済組合事務担当課でお受取りください。

(平成28年4月1日現在)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付	◇組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など 例)「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など 	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.66
住宅貸付	◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など 	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応住宅貸付	◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅又は災害貸付に準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えると、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	2.40
災害貸付	家財	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.22
	住宅		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	2.66
	入学		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1~6年) (最高1,080万円)	
	結婚		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭		給料の6月分 (最高200万円)	
高額医療貸付	◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、 任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付	◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借換えや、クレジットの返済などは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は変動金利です。

※共済組合を含む金融機関などへの返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができません。

※毎月の償還額は貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額はHPに掲載しています。

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

平成28年4月から

標準報酬月額などの上限額が引き上げられます

● 標準報酬月額が3等級追加されます

毎月の掛金等の算定基礎となる標準報酬月額の区分が、43等級(121万円)から上限が3等級引き上げられ、46等級(139万円)となります。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	98,000円	～ 101,000円未満
	⋮	
第43級	1,210,000円	1,175,000円以上～1,235,000円未満
第44級	1,270,000円	1,235,000円以上～1,295,000円未満
第45級	1,330,000円	1,295,000円以上～1,355,000円未満
第46級	1,390,000円	1,355,000円以上～



追加される等級

● 標準期末手当等の額の上限額が引き上げられます

短期給付等の事務に関する標準期末手当等の額の上限(年度累計)額が、「540万円」から、「573万円」に引き上げられます。

お問い合わせ先 総務課 企画係 ☎ 083-925-6141

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月15日(金)	4月28日(木)
	4月28日(木)	5月13日(金)
	5月13日(金)	5月31日(火)
	5月31日(火)	6月15日(水)
解約	4月8日(金)	4月28日(木)
	5月10日(火)	5月31日(火)

共済組合の行事(4月)

- 事務担当者会議
4月12日(火) 防長苑
- 共済制度説明会(新規採用者向け)
※希望所屬所

防長苑の
イベント
(4月)

- 歓送迎会プラン
～4月28日(木)

編集後記

先日、よさこいの練習をしている子どものまねをして、一緒に踊ってみました。子どもは踊りを覚えてみるみる上達していきますが、自分はまったく覚えられず、いつまでたっても残念な感じです。リズム感のなさを痛感しつつ、若いっていいなあ…と感じる今日この頃です。(M・H)

新年度がスタートしました。環境の変化や、仕事量が増えるなどの不安が多い季節ですが、こんな時こそ、休日にしっかりリフレッシュすることが大切です。共済組合では、皆さんがリフレッシュするための事業(P11をご参照下さい。)も行っていますので、積極的にご利用ください。(T・M)

組合の状況

平成28年3月4日現在



組合員/男
10,431人



組合員/女
5,437人



組合員/合計
15,868人



任意継続組合員
225人



被扶養者/男
6,774人



被扶養者/女
10,992人



被扶養者/合計
17,766人

山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課) 083-925-6551(福祉課)
●発行日/平成28年4月1日 ●発行人/平井 信治郎 URL <http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

生ビールまつり

2016
今年一番の
暑気払い!!

毎年恒例!! 防長苑のバイキング

組合員様限定 先行予約受付開始!!

先行予約期間：4月1日(金)～22日(金)

先行予約で防長苑商品券が当たる!

先行予約頂いた方の中から抽選で10組のお客様に防長苑商品券5,000円プレゼント!!
当選者の抽選は4月下旬を予定しております。
発表は当選者への直接のご連絡(送付)とさせていただきます。



2016年6月17日(金)～8月27日(土) お盆も営業します
定休日：6月19・20・26・27日/7月3・4・10・11・18日

予約制 プッフェスタイル：和洋中各種料理が50種類以上

フリードリンク：キリン一番搾り(生)、一番搾りフローズン(生) 他
料金：おとな **4,000**円/中高生 **2,000**円/小学生 **1,500**円 /
幼児(3歳以上) **500**円
朝食付宿泊優待：日曜～木曜日 **500**円
金・土・祝前日 **2,000**円 ※宿泊利用助成券使用後の金額です



もう一度来たくなる!
曜日限定リピート割引『リピ割』

～6月17日から6月30日まで～
期間中生ビールまつりご利用の
お客様へ次回(日曜～木曜限定：祝
前日を除く)

生ビールまつり
500円割引券をプレゼント!

夏休みは家族で!
夏休み学生割引『ガク割』

～7月19日から8月27日まで～
期間中生ビールまつりご利用の
お客様、グループ内おとな1名様に
つき学生(小中高生)1名様を

300円割引!



温泉入浴のみのご利用も承っております(組合員・被扶養者限定)

日帰り入浴 **300**円(小学生150円)
受付時間 11:30～21:00
フロントにて受付簿にご記入ください。
※組合員証のご提示をお願いします

◎毎月26日は防長苑「風呂の日」

組合員・被扶養者限定 **入浴無料!**

湯上り処にて、湯上りスイーツや湯上りドリンクなど、風呂の日限定イベントを開催いたします。



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問い合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」
<http://www.twitter.com/Bochoen>